花器（リンゴの木）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
花器	同右	同右	同右	同右	同右	同右
花器（コフキコガネ）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
植木鉢（白いラン）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
花器（ブラックベリー）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
花器（ラン）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
花器（赤ベゴニア）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
花器（カニ）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
花器（双鯉）	同右	同右	同右	同右	同右	同右

○文部科学省告示第七十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、平成二十二年文部科学省告示第百五十号（文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

別表一第六号から第八号までを次のように改める。

六　国立研究開発法人物質・材料研究機構
七　国立研究開発法人防災科学技術研究所
八　国立研究開発法人放射線医学総合研究所

別表一第十二号を次のように改める。

十二　国立研究開発法人科学技術振興機構

別表一第十四号を次のように改める。

十四　国立研究開発法人理化学研究所

別表一第十八号を次のように改める。

一八　国立研究開発法人海洋研究開発機構

別表二第一号から第三号までを次のように改める。

一　国立研究開発法人科学技術振興機構
二　国立研究開発法人理化学研究所
三　国立研究開発法人海洋研究開発機構

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十二号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第三項の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第25―第37）」を「（第25―第38）」に、「（第38―第44）」を「（第39―第45）」に、「（第45―第55）」を「（第46―第56）」に、「（第56―第62）」を「（第57―第63）」に、「（第63―第66）」を「（第64―第67）」に、「（第67―第71）」を「（第68―第72）」に、「（第72―第74）」を「（第73―第75）」に、「（第75―第76）」を「（第76―第77）」に、「（第77―第88）」を「（第78―第95）」に、「第12章　連結財務諸表（第89―第115）」を「第12章　連結財務諸表（第96―第124）」に改める。

第35第1号中「未認識過去勤務債務」を「未認識過去勤務費用」に改め、後段として次のように加える。

なお、連結貸借対照表においても同様である。

第35第2号中「退職時に」を「退職により」に改め、「一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき」を削り、第35第4号中「未認識過去勤務債務」を「未認識過去勤務費用」に改め、「平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる」を「原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する」に改め、第35第5号中「平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる」を「原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する」に改める。

第121第2号③中「財団法人」を「一般財団法人、公益財団法人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用する。